

令和 6 年 2 月 2 0 日

文教厚生常任委員会

委員長 綾城 美佳 様

文教厚生常任委員 上田啓二

文教厚生常任委員会行政視察報告書

下記の日程で行政視察を実施しましたので、別紙のとおり報告します。

記

1. 視察期日及び視察先

令和 6 年 2 月 5 日（月）

愛知県 蟹江町

「文化財保存活用地域計画について」

令和 6 年 2 月 6 日（火）

愛知県 小牧市

「窓口サービスについて」

2. 視察参加名簿

委員長 綾城 美佳

副委員長 米弥 又由

委員 林 哲也

委員 岩藤 睦子

委員 中平 裕二

委員 上田 啓二

委員 江原 健二

委員 ひさなが 信也

以上 8 名

3. 視察報告・所感 別紙

(別紙)

視察先	愛知県 蟹江町			
視察日時	令和 6 年 2 月 5 日（月） 14：00～15：30			
視察項目	文化財保存活用地域計画について			
対応部署名	蟹江町教育委員会 生涯学習課 水野智見議長			
自治体概要	人口 (令和5年12月1日)	37,132 人	面 積	11.09 km ²
	愛知県西南部に位地し、町内には蟹江川・日光川・福田川が南北に流れ、河川面積が総面積の5分の1を占める地域特性があり、しかも全域が海拔ゼロメートル地帯となっている。 特筆すべきは、町制施行が明治22年10月1日で、130年の歴史を有する。 須成祭という川祭りは、平成24年に国の重要無形文化財に指定され、さらに平成28年には「ユネスコ無形文化遺産」に登録された。			
視察内容				
●この地域計画の目的と期間及び定義 【目的】 町民の大切な資産である文化財を調査・整理し、課題を解決しながら指定等がなされていない文化財も含めて保存・活用し、その価値と魅力を多くの町民が共有して大切に使いながら将来に継承していくこと。 【期間】 令和5年度～令和13年度の9年間 【定義】 文化財保護法の文化財だけでなく、蟹江町の歴史や文化を形作る有形・無形のもの全てを指すものとします。 ●歴史文化の特徴 水郷という特異性のある歴史文化から生まれたキーワードは、「水郷の生活」「蟹江城」「祭礼」「著名人」「災害」の5つに着目した。 ●スローガン 「歴史文化・愛着・誇りを育むまちづくり」 ●方向性 【体制構築】 文化財の保存・活用に向けた体制を構築 【把握・保存】 文化財を把握し適切に保存 【活用・継承】 文化財を活用し、次世代へ継承 ●推進体制 町民、自治会、文化財所有者、保存団体、関係機関、学識者、行政がそれぞれの役割を果たしつつ、互いに連携をとって計画を推進する。				
所 感				
確か蟹江町は3回目の訪問のはずだが、川が多い以外の記憶がない。 改めて今回の視察を通して感じたことは、様々な特徴や特異性のある地域でも、首長や担当者の意思や熱意をもってすれば、一定の方向性を得たり進めたりすることが可能になるという確信です。 長門より少し人口の多いだけのこの町が、ユネスコ無形文化遺産まで辿り着けるすばらしさ。そして国の重要無形文化財に指定され、補助金も上手に引き出しながら維持を図っている。 本市がここを模範に続こうと思うなら、まず組織なり体制の一新からの再検討が必要となるのかもしれない。				

(別紙)

視察先	愛知県 小牧市			
視察日時	令和 6 年 2 月 6 日（火） 9：00～10：30			
視察項目	窓口サービスについて			
対応部署名	福祉部 市民窓口課 ほしくま伸作議員			
自治体概要	人口 (令和5年12月1日)	149,884 人	面 積	62.81 km ²
	まずは歴史的側面から、戦国時代に織田信長が城下町を開いた地であり、羽柴秀吉と徳川家康が争った「小牧・長久手の合戦」の地として名を留める。 江戸時代以降木曾街道の宿場町として栄え、併せて農業の振興が進められ。 市制施行は昭和30年に小牧市が誕生したものの、昭和34年の伊勢湾台風で状況は一転し、ここから産業構造の転換を図り積極的に工場誘致政策を推進する。			
視察内容				
市長のもと2人の副市長と教育長が其々の任務を遂行している。 約15万人の人口の内、約1万人が外国人であり、ポルトガル・スペイン・ベトナムの通訳が会計年度任用職員として勤務する。 市民窓口課の窓口はプロポーザル方式で任用された民間業者が担っており、12名位の担当者が休日勤務をして市民との対応を図る 今回の第一目的である「おくやみコーナー」について 亡くなられた方に関する市役所への届出が必要となる手続きについて、ご遺族の方が窓口を移動することなく、一つの場所で手続きが済むように開設している。 また、お客様シートを記入することで、各種届出書に記載する手間を省くことができる。 【完全予約制】 亡届を提出した3日後の予約枠より予約ができる。 時間枠は午前9時30分～、午前10時30分～、午後1時30分～、午後2時30分～、午後3時30分～の一日5組の受付となる。 (相当予約があるようで、まったく予約の無い日は無いとのこと) 但し、すべての手続きがおくやみコーナーでできるものではない。とのおことわりも明記する。				
所 感				
長門市も全くやっていない訳でもないが、専用の部屋を確保し専属のスタッフを配置するなど・・・流石に優れていると感じた。何せ心身ともに疲れ切っている時の対応なので、遺族にとっては本当に心強いシステムだと思います。 予約は平日に限るが、対応は休日も可能となっているところは、助かる方もおられるだろう。 当市もすぐには真似できないだろうが、少しずつ扱い幅を増やしていくことは可能と思われる。				